

第1部 総説

第1章 三重県の環境施策の概要

第1節 三重県サステナビリティレポートの位置づけ

「三重県サステナビリティレポート」は、三重県環境基本条例に基づき、県内の環境の状況や県が取り組む環境の保全に関する施策等について取りまとめた「年次報告書」であり、令和元（2019）年度まで「環境白書」として作成してきた報告書の後継として位置づけられるものです。

本県では、令和2（2020）年3月、環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」の全面的な改定を行いました。この新たな計画は、令和12（2030）年度を目標とする長期的な計画であり、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組の推進を基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。

また、環境基本計画では、目標年度である令和12（2030）年度のめざすべき姿やそれを実現するための施策体系と施策展開の方向性、そして計画の実施に向けた推進体制等について定めており、「三重県サステナビリティレポート」を同計画に基づく取組の着実な実施に向けた進行管理に活用していくこととしています。

この環境基本計画の全面改定を機に、新たな計画で重視する「持続可能性(サステナビリティ)」という考え方等をふまえ、令和2（2020）年度版以降の年次報告書から、従前の環境白書を「三重県サステナビリティレポート」としてリニューアルしています。

三重県サステナビリティレポートにおいては、本県の環境の状況の概況等に加え、新たな環境基本計画の基本方針(持続可能な社会の実現に向けて協創を通じた分野横断的な取組を推進することなど)やそれに基づく取組状況等について報告するとともに、県民や事業者の具体的な取組事例を「コラム」として紹介しています。

第2節 環境施策の方向性・施策体系等

(1) 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例を平成7（1995）年3月に制定しました。

平成25（2013）年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応策を明確にするため、環境基本条例を改正し、これに基づき、低炭素社会、循環型社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

三重県環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、および回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動および日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、取り組むべき環境施策の方向性を整理し、「三重県環境基本計画」として取りまとめています。

地球温暖化・気候変動対策、廃棄物・資源対策、生物多様性の保全等のテーマについては、それぞれの分野で個別計画を策定していますが、環境基本計画は、それらのベースとなるような基本的な環境施策の方向性を示す計画（マスタープラン）としての位置づけとなっています。

平成9（1997）年に環境基本計画を策定した後、平成24（2012）年に10年後を見据えた改定を行い、環境保全の取組を進めてきましたが、その間、平成27（2015）年には国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、平成28（2016）年には「パリ協定」が発効されるなど、環境を取り巻く世界の状況は大きく変化してきました。このような状況に対応するため、2年前倒しで計画の見直しを行い、令和2（2020）年3月、令和12（2030）年度を目標年度とする新たな環境基本計画を策定しました。

新たな環境基本計画では、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境が保全され、安心・安全で快適な「生活環境保全が確保された社会」の構築をあるべき姿として掲げ、環境・経済・社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現をめざすこととしています。この「スマート社会みえ」の実現に向け、「Ⅰ 低炭素社会の構築」「Ⅱ 循環型社会の構築」「Ⅲ 自然共生社会の構築」「Ⅳ 生活環境保全の確保」の各分野に応じた4つの施策に加え、各施策を推進していくエンジン（駆動力）となる「Ⅴ 共通基盤施策」を合わせた5本の柱で取組を推進していきます。（図1-1-1）

また、こうした環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県や学識経験者、県民、事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、計画の推進・進捗状況の確認を行います。

「持続可能性(サステナビリティ)」について

持続可能性(サステナビリティ)という言葉については、SDGsの「SD(Sustainable Development)」にあたる「持続可能な開発」の概念を理解することが重要です。持続可能な開発(発展)とは、「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が昭和62(1987)年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発(発展)」のことを言います。

「持続可能性」は、この「持続可能な開発(発展)」の考え方をふまえた概念であり、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものであり、私たち、一人ひとりが、将来(世代)への責任を持って行動しなければならないという考え方につながる重要なコンセプトであると考えられます。



図 1-1-1 施策体系図

第2章 環境を取り巻く情勢

(1) 社会の動き

今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあります。環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG投資」が拡大しており、SDGsへのコミットメントが企業理念に掲げられる事例も多くみられるようになってきています。以前は環境保全と経済成長はトレードオフの関係にあるとする見方が主流でしたが、今日では環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」をめざすという基本認識が世界的に普及しつつあります。

国際的には、ロシアによるウクライナ侵攻を契機として、国家をあげて発電、産業、運輸、家庭の各部門等における脱炭素投資を支援し、早期の脱炭素社会への移行に向けた取組がさらに加速しています。

こうした中、令和5（2023）年4月に開催されたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合では、3つの世界的危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に加え、エネルギー危機、食糧安全保障、経済影響、健康への脅威に直面していることを確認し、包摂的かつ社会・環境面で持続可能な経済成長とエネルギー安全保障を確保しながら、グリーン・トランスフォーメーション（GX）を世界的に推進および促進し、ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現に向けて協働することが確認されました。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限として、17の国際目標と169のターゲットで構成されています。SDGsの特徴の1つとして、開発途上国だけでなく先進国も対象となっており、全てのステークホルダー（利害関係者）が参画し、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むことが挙げられます。

国内においては、平成28（2016）年5月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制が整えられました。さらに、同本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定されました。

また、令和3（2021）年6月の第10回推進本部会合においては、平成29（2017）年以来、2回目となる自発的国家レビューが決定されるなど、SDGs達成に向けた取組が進められています。

(3) 気候変動

平成27（2015）年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された温室効果ガス排出削減等の国際枠組であるパリ協定の運用が令和2年（2020）年から本格的に開始されま

した。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つことなどが規定され、歴史上初めて全加盟国が温室効果ガス削減に参加する制度の構築に合意がなされました。

その後、平成28(2016)年5月に開催された「G7伊勢志摩サミット」で、平成28(2016)年内でのパリ協定発効という目標が首脳宣言に盛り込まれ、同年11月、採択から1年以内という早さで協定の発効が実現しました。

一方、国連環境計画(UNEP)が令和4(2022)年に公表した報告書では、世界は未だパリ協定の目標達成には及ばず、1.5℃に向けた信頼性の高い経路に乗れていないと結論づけられています。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が令和5(2023)年3月に公表した統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出をとおして地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出はさらなる地球温暖化をもたらす、短期間のうちに約1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されています。この10年間の選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとされており、気候変動の問題が危機的な状況にあることを示唆しています。

国内においては、令和2(2020)年10月、内閣総理大臣が令和32(2050)年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現をめざすことを宣言しました。また、令和3(2021)年4月には、令和12(2030)年度において温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減すること、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明し、この新たな目標の達成に向け、同年10月には、地球温暖化対策計画が改定されました。

また、令和3(2021)年6月には、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化した改正地球温暖化対策推進法が公布されるとともに、2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくり、重点対策を実行していく地域脱炭素ロードマップが制定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。さらに令和5年(2023)年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年5月にはGX経済移行債等を活用した20兆円規模の大胆な先行投資、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ等の早期具体化および実行に向けてGX推進法が成立するなど、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換が進められつつあります。

(4) 資源循環

平成28(2016)年5月に開催されたG7富山環境大臣会合において、持続可能な開発目標(SDGs)およびパリ協定の実施を見据え、国際的に協調して資源効率性や3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組むという強い意志を示した国際的枠組である「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。同フレームワークの推進については、直後の平成28(2016)年5月の「G7伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や3Rに関する取組の推進は、国際的な潮流となりつつあります。

また、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等の海洋プラスチックごみ問題が懸念されていることから、令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪サミットにおける首脳宣言では、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

さらに、令和4（2022）年11月からは、同年3月開催の第5回国連環境総会再開セッションで「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力の国際約束に向けて」が採択され、政府間交渉委員会の設置が決定されたことを受け、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉が開始されています。このことは、令和5（2023）年4月のG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合においても議論がなされ、政府間交渉委員会にG7が積極的かつ建設的に参加し、野心的かつ包摂的な枠組をめざすこととされました。また、同会合においては、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」での目標を10年前倒しし、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意がなされ、これらはG7広島首脳宣言にも反映されました。

国内では、平成30（2018）年、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。同計画においては、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の促進等の方向性が掲げられており、持続可能な社会づくりに向け統合的取組を行うこととしています。

令和元（2019）年5月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」をふまえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的とした「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和2（2020）年7月、プラスチックの過剰な使用を抑制する取組の一環として、全国で一律にレジ袋有料化が開始されました。

また、令和4（2022）年4月、プラスチック資源循環促進法が施行されました。同法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、「3R+Renewable」の原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることとしています。

同年9月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の「第2回点検及び循環経済工程表」が策定され、2050年を見据え、持続可能な社会を実現するため、循環経済アプローチを推進することによる循環型社会の方向性を示しており、これに基づきライフサイクル全体での資源循環の取組が加速しています。

（5）生物多様性

平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、令和2（2020）年までの世界目標として「戦略計画2011-2020」が採択されました。しかし、目標の最終年である令和2（2020）年9月、国連が各国から提出された報告書や生物多様性に関する

研究成果等の分析結果をまとめた「地球規模生物多様性概況第5版（Global Biodiversity Outlook5（GBO5）」において、戦略計画2011-2020で掲げられた20の個別目標（愛知目標）について、ほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないと指摘され、愛知目標と同時に決められた2050年までの生物多様性の長期目標である「自然との共生」の達成には、「今までどおり（business as usual）」から脱却し、気候変動対策などの複数分野と連携した行動が必要とされています。

また、令和3（2021）年10月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第一部が中国・昆明で開催され、令和4（2022）年のCOP15第二部におけるポスト2020生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。令和4（2022）年12月にはカナダ・モントリオールで開催されたCOP15第二部において、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030年ミッションにネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させる）の考え方が取り入れられ、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標など23のグローバルターゲットが設定されるなどしました。

国内では、ポスト2020生物多様性枠組の採択後、速やかにその国内実施を進めるため、COP15に先立ち、令和3（2021）年8月より、次期生物多様性国家戦略の検討が開始され、令和5（2023）年3月には、2050年までの自然共生社会の実現をめざし、2030年までに達成すべき目標・取り組むべき施策が盛り込まれた「生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」が策定されました。

第3章 三重県の動向

本県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や循環型社会の構築に向けた「3R+R」や循環関連産業の振興等に向けた取組を推進しています。

（1）脱炭素社会の構築

本県では、平成 24（2012）年 3 月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和 2（2020）年度までに平成 17（2005）年度比で 20%（平成 2（1990）年度比で 10%）削減する目標を掲げ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 25（2013）年 12 月には、県、事業者および県民の責務や地球温暖化対策の推進に関する事項を定めた三重県地球温暖化対策推進条例を制定し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者および県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を促進しています。

令和元（2019）年 12 月、令和 32（2050）年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロとすることをめざし、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を発表しました。また、令和 2（2020）年度に立ち上げた産官学等のさまざまな主体からなる「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」と連携し、令和 3（2021）年度からは、三重県産再エネ電力の利用促進、県内企業の脱炭素経営の取組の支援、省エネ家電利用促進や宅配事業者の再配達防止など「COOL CHOICE」の推進に取り組んでいます。

また、温室効果ガスを削減する緩和の取組だけでなく、地球温暖化による本県の気候変化やその影響、適応策について、三重県気候変動適応センターを拠点とし情報収集および分析を行うとともに、県民の気候変動や適応に対する理解を深めるためのセミナー等も開催しています。

令和 3（2021）年 3 月には、2030 年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しました。こうした中、国においては、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 46%削減（2013 年度比）する新たな削減目標が示されたことから、令和 4（2022）年 3 月、三重県環境審議会に諮問し、削減目標の見直しや新たな施策の追加等に関する検討が重ねられました。令和 5（2023）年 3 月、「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、県域からの温室効果ガス排出量を国の目標を上回る 47%削減とするなどの新たな削減目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を進めています。

また、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に配慮して行われるよう、「三重県地球温暖化対策総合計画」において太陽光発電施設促進区域に関する三重県基準を定めるとともに三重県環境影響評価条例の対象事業として風力発電所を追加しました。

(2) 循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物の安全・安心の確保を前提に、SDGs と Society5.0 の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展とプラスチックごみ問題や食品ロスの削減などの社会的課題の解決の両立に向け、令和 3（2021）年 3 月、「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化を図るため、令和 4（2022）年度は、高度なリサイクル技術を有する事業者と連携し、光学選別によるマテリアルリサイクルの実証事業を実施するとともに、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾い SNS アプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策に取り組んでいます。食品ロス削減については、令和 3（2021）年 7 月に運用を開始した「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、令和 4（2022）年度はフードシェアリングサービス導入のモデル事業を実施しました。また、「みえスマートアクション宣言事業者登録制度」により、事業者における「資源のスマートな利用」を推進するとともに、循環関連産業における脱炭素化や ICT の活用を促進するためのセミナー等も開催しています。

さらに、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けては、近年発生した災害の対応事例や国の災害廃棄物対策指針の改定内容等をふまえ、令和 2（2020）年 3 月に改定した「三重県災害廃棄物処理計画」に基づき、人材育成等の体制整備に取り組んでいます。

(3) 自然共生社会の構築

生態系ネットワークの形成を促進し生物多様性を保全するため、令和 2（2020）年 3 月に「みえ生物多様性推進プラン（第 3 期）」を策定しました。生物多様性の重要性に関する理解のさらなる向上を図り、さまざまな主体の連携による取組を推進しています。また、県民や NPO、事業者等、さまざまな主体による「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結を推進するとともに、県内の希少野生動物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しています。

令和 4（2022）年度からは、「三重県レッドデータブック 2015」を改訂するために、県内における最新の野生生物の生息・生育状況を調査・整理しており、令和 6（2024）年度末の発刊を目標に、有識者とともに検討を進めています。

(4) 生活環境保全の確保

本県では、これまで大気・水環境を保全するため、工場・事業場の法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行っています。

近年の大気環境は、県内全ての測定局で環境基準を達成し良好な状況が継続しており、健康に影響を与える光化学スモッグについては、予報・注意報等の情報を速やかに県民に提供しています。

水環境については、河川や海域における環境基準達成率は向上しており、水質は改善傾向にあります。閉鎖性海域である伊勢湾では、貧酸素水塊の長期化、拡大傾向がみられ生物生産性の低下等により「きれいさ」だけでなく「豊かさ」の観点を取り入れた総合的な水質管理施策に取り組む必要があります。このため、令和 3（2021）年度から、藻場・干潟・浅場の保全再生などによる生物生息環境改善も含めた「第 9 次総量削減計画」の策定に向けた検討を進め、令和 4（2022）年 10 月に同計画を策定しました。また、快適な生活環境と健全な水環境の維持のため、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき生活排水処理施設の整備を促進しています。

海岸漂着物対策については、総合的かつ効果的に取組を推進するため、平成 24（2012）年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、回収処理や発生抑制を実施するとともに、海岸管理者、県民、民間団体、企業等さまざまな主体が協働、連携して海岸、河川の清掃に取り組む、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）の連携により展開するなど、広域的な発生抑制対策に取り組んでいます。また、海岸漂着物処理推進法の規定に基づく広域的な地域計画「伊勢湾流域圏を含んだ複数自治体による地域計画」を三県（岐阜県、愛知県、三重県）が共同で策定することとし、令和 3（2021）年度からワーキンググループを設け、令和 5（2023）年度中の策定を目標に検討を進めています。

土砂等の埋立て等による災害の未然防止や生活環境の保全を目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」）を令和 2（2020）年 4 月から施行し、県民の不安を払拭するため、埋立て等を行う者などへの監視・指導を行っています。

なお、令和 5（2023）年 5 月に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度として宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）が施行されました。盛土規制法では災害発生の防止を目的として、規制区域の指定や規制区域内の一定規模以上の盛土等に対する許可等の制度が設けられており、今後、盛土規制法における区域指定の検討状況等をふまえ、土砂条例等の見直しを含め検討を行う必要があります。

SDGsの各ゴールの詳細



目標1 貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



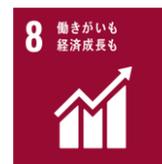
目標5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



目標6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る



目標10 人や国の不平等をなくそう
国内および各国家間の不平等を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



目標12 つくる責任 つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



目標16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS